

事業名	子どもと親の相談員の配置	
主管課及び関係課 (課長名)	(主管課) 初等中等教育局児童生徒課 (課長: 関 靖直)	
上位施策目標	施策目標 2 - 2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応 達成目標 2 - 2 - (追加) 小学校における教育相談体制の充実	
事業の概要	公立小学校に子どもと親の相談員を配置し、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応及び学校運営の課題や児童虐待への対応等に関する調査研究を実施する。	
予算額及び事業開始年度	平成16年度概算要求額: 683百万円 事業開始年度: 平成16年度	
必要性	<p>児童生徒の問題行動等の状況は、平成14年度において、不登校児童生徒数は約13万人1千人、暴力行為の発生日数は約3万3千件、いじめの発生日数は約2万2千件に上るなど、憂慮すべき状況にある。</p> <p>また、小学校における不登校や問題行動等については、本年3月にまとめられた「今後の不登校への在り方について(報告)」で、学校生活上の問題や基本的な生活習慣が身についていないこと等が背景となっているため、早期の段階での対応が効果的であること、中学校で不登校が大幅に増加することから、小・中学校間の接続を改善を図る観点から、小・中連携を推進する等の配慮が重要である、児童虐待問題への学校の対応が必要と報告されており、小学校の教育相談体制の充実が求められている。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「今後の不登校への在り方について(報告)」(平成15年3月)</li> <li>・学校生活上の問題や基本的な生活習慣が身についていないこと等が背景となっているため、早期の段階での対応が効果的</li> <li>・中学校で不登校が大幅に増加することから、小・中学校間の接続を改善を図る観点から、小・中連携を推進する等の配慮が重要</li> <li>・児童虐待問題への学校の対応が必要</li> <li>「青少年の育成に関する有識者懇談会報告書(平成15年4月)」(内閣府)</li> <li>・「特に困難を抱える青少年の支援」の必要性</li> <li>「学級経営の充実に関する調査研究」(最終報告)(平成12年3月)</li> <li>・早期の実態把握と早期対応</li> <li>・保護者などとの緊密な連携と一体的な取組</li> </ul>	
効率性	<p>本事業は、上記のような児童生徒の問題行動の状況及び提言を踏まえ、公立小学校に子どもと親の相談員を配置し、不登校や問題行動等への対応の在り方、幼小連携・小中連携の在り方、訪問指導・援助への協力の在りかたについて、都道府県に対し調査研究事業を委託する。</p> <p>なお、子どもと親の相談員は、子どもが気軽に相談できる話相手としての役割や、学校と地域との連携を図るため、学生、退職教員、保育士、民生児童委員等、地域の人材を活用することとしている。</p>	
有効性	達成効果の把握の仕方 (検証の手順)	<p>子どもと親の相談員を配置することにより、小学校段階から、児童生徒の不登校やいじめ暴力行為などの未然防止や、早期発見・早期対応により、小・中を通じて学校における教育相談体制の充実が図れるようになる。</p> <p>また、子どもと親の相談員については、学生、退職教員、民生児童委員など地域の人材を活用することから雇用創出が期待される。</p>
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	<p>小学校段階からの問題行動等への対応が求められていることから、新たに小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、小学校における教育相談体制の整備を図ることにより、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応及び学校運営の課題や児童虐待への対応等に関する効果が期待できる。</p>
得ようとする効果及び達成年度	<p>文部科学省では、児童生徒の不登校や問題行動等の状況は依然として憂慮すべき状況にあることから、生徒の悩みや不安を受け止め、心のケアにあたるスクールカウンセラーや心の教室相談員を中学校に配置し、教育相談体制の充実を図ってきたところである。</p> <p>今後、子どもと親の相談員を配置することにより、小学校段階から、児童生徒の不登校やいじめ暴力行為などの未然防止や、早期発見・早期対応により、小・中を通じて学校にお</p>	達成年度
		平成19年度

	ける教育相談体制の充実が図れるようになる。
備 考	<p>(関連する事業の廃止)心の教室相談員の配置(平成15年度限り)</p> <p>生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることが出来るよう第三者的な存在となり得る者を生徒の身近に配置し、生徒が心のゆとりをもてるような環境を提供するため、公立中学校に「心の教室相談員」の配置をしてきたところであるが、調査研究事業として一定の成果をあげていることや、中学校についてはスクールカウンセラーの配置を推進していること、また小学校段階からの問題行動等への対応が求められていることから新たに小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、小学校における教育相談体制の整備を図ることとした。</p>

# 子どもと親の相談員の配置

## 不登校、暴力行為等の憂慮すべき状況

- ・ 憂慮すべき状況にある不登校など児童生徒の問題行動の状況  
(不登校児童生徒数：平成14年度131,211人、暴力行為の発生件数：平成14年度33,765件)
- ・ 問題行動の背景にある家庭環境の問題点

(「青少年の育成に関する有識者懇談会報告書(平成15年4月)(内閣府)」・「特に困難を抱える青少年の支援」の必要性)



## 小学校段階での早期の対応、保護者との連携の必要性

「今後の不登校への対応の在り方について」(報告)(平成15年3月)

早期の段階での対応が効果的 小・中学校間の接続の改善を図る観点から、小・中連携を推進する等の配慮が重要 児童虐待問題への学校の対応が必要

「学級経営の充実に関する調査研究」(最終報告)(平成12年3月)

・ 早期の実態把握と早期対応 ・ 保護者などとの緊密な連携と一体的な取組



## 小学校へ子どもと親の相談員の配置

### 小学校における教育相談体制の充実 (不登校などの未然防止及び早期発見、早期対応)



期待される役割

- ・ 児童が悩みや不安を気軽に相談できる話相手
- ・ 学校と保護者・地域とのパイプ役  
(幼・小・中連携，関係機関・児童福祉施設等との連携)
- ・ 保護者の相談相手・訪問援助

地域人材の活用

(学生，退職教員・保育士，民生児童委員，関係機関OBなど)

